

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部社会教育課

番号 2

許認可等の内容		茅ヶ崎市立公民館の使用内容の変更の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立公民館条例第7条
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第6条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 使用日時が変わったとき。</p> <p>(2) 使用する部屋や時間が変わったとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)